

AMT/NEWSLETTER

Corporate

2025年12月12日

※本ニュースレターの内容は商事法務ポータルにも掲載しています。

掲載ページ URL:https://portal.shojihomu.jp/kaisha_sokusho

会社法改正の最新動向 —法制審議会会社法制部会第4回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 佐賀 洋之 / 弁護士 佐々木 萌

Contents

- I. 第4回会議の概要
 - 1. 議事の概要
 - 2. 部会資料の概要
 - 3. 参考資料の概要
- II. 第4回会議における議論
 - 1. 実質株主確認制度の実効性を確保するための規律
 - 2. 書面交付請求制度
- III. 「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し
 - 1. 事前確定型決議制度
 - 2. 書面決議制度
 - 3. キャッシュ・アウトの手続
- IV. 株主提案権に関する規律の見直し
 - 1. 株主提案権の行使要件
 - 2. 株主提案権の行使期限の前倒しの可否
 - 3. その他(業務執行事項に係る定款変更に関する議案提出の制限)
- V. その他の見直し
 - 1. 調査者制度(316条2項)の見直し
 - 2. 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任申立権者に取締役等を加えることの可否
- VI. 次回以降の会議の見通し

I. 第4回会議の概要

1. 議事の概要

本部会の第4回会議は、2025年7月30日に開催された¹。

まず、事務当局から部会資料や参考資料について説明がされた後、フリーディスカッションの形式により、本部会での検討事項に関する意見交換が行われた。

第4回会議のテーマは、①実質株主確認制度(第3回会議の積み残し)、②株主総会のデジタル化に関するその他検討事項(第3回会議の積み残し)、③「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し、④株主提案に関する規律の見直し、⑤その他に関する事項についての初期的な議論(いわゆる「一読」)を行うことであった。

以下、特に断りのない限り、条文番号は会社法のそれを指す。

2. 部会資料の概要

公開された「部会資料4」は、「株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討(2)」と題して、上記1.③～⑤につき、それぞれの論点について問題提起した上で、補足説明を加える構成となっている。各論点に関する部会資料の記載内容は、以下の個別論点における記載を参照されたい。

3. 参考資料の概要

第4回会議には参考資料10から14の5つが提出された。

「参考資料10」では、昭和56年当時の東証市場第一部における投資単位と2025年6月時点の投資単位および300個要件に必要な金額についてまとめられており、上記1.④の議論に関する事実を示すものである。

「参考資料11」では、上場会社における株主総会の非効率性についての指摘、株主提案権に関する意見、非上場会社における書面決議の活用方法の整備、キャッシュ・アウト制度に関する意見についてそれぞれ記載されており、上記1.③および④の議論に関する意見を示すものである。

「参考資料12」および「参考資料13」では、株主総会前の情報開示に関して、企業情報開示制度の整備および決算・監査および株主総会準備の効率化を図るために意見ならびに定時株主総会前に有価証券報告書の開示を行った企業における負担等に関するデータがそれぞれ記載されており、これらは上記1.③の議論に関する意見および事実を示すものである。

「参考資料14」では、取締役、監査役等に総会検査役の申立適格を認める必要がある事例について記載されており、上記1.⑤のうち、総会検査役の申立適格(306条1項)の議論に関する事例を示すものである。

II. 第4回会議における議論

1. 実質株主確認制度の実効性を確保するための規律

第4回会議では、「部会資料3」に記載されているA案およびC案²を併用することを支持する意見が挙がっていたと

1 https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00300.html(2025年12月3日最終閲覧)

2 A案とは、株式会社から情報提供の請求を受けた名義株主等が、情報の提供をせず、または虚偽の情報を提供した場合には、過料の制裁の対象とするものである。C案とは、議決権行使に係る指図権を有する議決権の数が一定割合以上となった実質株主(特定実質株主)は、その素性を株式会社に通知する義務を負い、この情報の提供を怠った場合は、その議決権の停止を当該会社に認めるものであ

ころ、両案は並立可能であるとしつつ、採用する場合も適切な情報の開示範囲を規定することが必要であることに関する意見が示されている(藤田委員)。

2. 書面交付請求制度

第4回会議では、第3回会議と同様、書面交付請求制度の廃止を求める意見、書面による議決権の行使から電子投票を前提とする制度に改めることへの賛成意見および株主総会の電磁的方法による招集通知を利用しやすい要件に変更することを支持する意見が多数みられ、併せて以下のような指摘がなされた。

- ◆ デジタルで受領し得る資料を書面で受領するには、追加的な手数料と手間が必要となるという認識を株主も共有することを前提に制度を設計することが望ましい(齊藤委員)。
- ◆ 実際に法改正が施行されるまでの期間が周知期間となるので、基本的に法律上はすぐに書面交付請求制度を廃止する方向性で議論することが望ましい(森委員)。

III.「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し

「会議体」としての株主総会に関する規律の見直しに関して「部会資料4」において整理された主な検討項目は、①事前の議決権の行使により当該議案についての決議要件が充足される場合には、「会議体」としての株主総会を開催せずとも株主総会の決議があつたものとみなす制度(以下「事前確定型決議制度」という。)、②書面決議制度、③キャッシュ・アウトの手続の見直しである(表1参照)。なお、第4回会議では、主に①の事前確定型決議制度を創設することの是非ならびに当該制度の要件および手續について議論しており、その他の「部会資料4」に記載されている規律についてはほとんど議論されなかった。

(表1)「会議体」としての株主総会に関する規律の見直しに係る主な検討事項

項目	問題点／要検討事項
事前確定型決議制度	<p>【問題点の指摘】 株主総会の実務として、上場会社では、事前の議決権行使によって、株主総会の開催前に事実上議案に関する大勢が決していることが多いという指摘がある。</p> <p>【部会における検討事項】 「会議体」としての株主総会に関する規律の例外として、事前確定型決議制度を創設することの是非、当該制度の要件および手續等。</p>
書面決議制度	<p>【問題点の指摘】 非上場会社のうち比較的小規模な株式会社においては、相続等によって連絡を取ることが困難な株主がいる場合に、(その株主の有する議決権の割合がわずかであり、その他の株主は株主総会の目的である事項について賛成しているにもかかわらず)株主の同意を確認することができないがために、全株主の同意を要件とする書面決議(319条1項)によることができず、株主総会を実開催せざるを得ないという指摘がある。</p> <p>【部会における検討事項】 書面決議制度において必要とされる株主の全員の同意の要件の緩和の是非。</p>
キャッシュ・アウトの手續	<p>【問題点の指摘】 キャッシュ・アウトをしようとする買収者が総株主の議決権の3分の2以上、10分の9未満の株式を取得した場合は、キャッシュ・アウトの帰趨が明らかであるにもかかわらず、特別支配株主の株式等売渡請求をできず、株式併合の制度を用いるために株主総会を開催する必要があり、時間的・手続的コストが発生することが懸念される。</p> <p>【部会における検討事項】</p>

る。第3回会議における議論の詳細は、[第3回議事詳細](#)を参照されたい。

項目	問題点／要検討事項
	上記を踏まえて、①特別支配株主の株式等売渡請求における「特別支配株主」となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げることは是非および②複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定することの是非。

以下では、各検討項目に関する第4回会議における議論状況を紹介する。なお、いわゆる「一読」段階においては、各論点に関する議論を一定の方向に収斂させるというより、その後の議論のために、委員・幹事それぞれの各論点に関する問題意識や意見を広く聞き取り、整理していくことに主眼が置かれ、公開された議事録上もこの点が窺われることから、本稿においても、各論点における委員・幹事の発言から注目すべき／今後の議論でポイントになると思われる内容を中心に紹介することとする。

1. 事前確定型決議制度

(1) 事前確定型決議制度を創設することの是非

多くの委員が、事前確定型決議制度導入のメリットとして、事前に多数の賛成の議決権行使があり、株主総会による決議の帰趨がすでに決まっている場合における、当日の株主総会の運営上の不備等に起因する決議取消しに対する不安の解消および事務的な負担の軽減を挙げている。意見交換では、これらのメリットを踏まえて、事前確定型決議制度を導入することの是非について、以下のとおりいずれの立場から多角的な視点から議論が行われた。

- ◆ 現行法の制度では、圧倒的多数の事前の賛成の議決権行使があるにもかかわらず、総会当日での運営上の不備等により決議取消しのおそれがある懸念があるので、事前確定型決議制度を設けた上で、一定頻度での、会社から株主に対する説明や報告のための会議の開催は必要である(北村委員、豊田委員、藤田委員)。
- ◆ 事前確定型決議制度を導入することについては支持するが、「部会資料4」に記載されている説明義務の規制(「部会資料4」規律案③³)は現行法よりも厳しい規制を課すことになっているので、再考が必要である(田中委員)。
- ◆ 現状「部会資料4」に記載されている要件や手続等を踏まえると、株主総会を開催しないで済むのかがぎりぎりまで確定せず、企業としては結局並行して準備をせざるを得なくなるため、企業の負担が軽減されないという懸念がある(久保田委員、内田委員、白井幹事)。
- ◆ 株主総会は企業の説明責任にとって重要な場であることから、事前確定型決議制度を導入するより前に、バーチャルオンリー株主総会の議論を解決した後に、当該制度を検討するという段階を追って進めることが望ましい(内田委員、小長谷幹事)。
- ◆ 「会議体」として株主総会を開催することの負担軽減を考慮すると、株主総会そのものを開催しないというではなく、具体的な負担の内容を明らかとして、それを軽減する方策を考えていくべきである(矢野幹事)。

上記のほか、そもそも事前確定型決議制度を創設するのではなく、議論の背景にある懸念との関係で、一定の場合は決議取消しとならないようにするという方向性で株主総会の決議取消事由の見直しによって問題点を解決すべきという意見もみられた(久保田委員、矢野幹事、白井幹事)。

³ 規律③の具体的な提案は、「取締役、会計参与、監査役及び執行役は、②に掲げる事項を定めた場合において、②に規定する時までに株主から特定の事項について説明を求められたときは、②に規定する時以降遅滞なく、当該事項について必要な説明の内容を株主に通知しなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。」というものである。

(2) 事前確定型決議制度の要件の検討

事前確定型決議制度の要件として「部会資料 4」で記載された規律のうち、事前確定型決議制度を企業で導入するには定款に定めを設ける必要があるという案(規律①⁴)については、一部反対意見が提示された(仁分委員、青委員)ものの、全体としては肯定的な意見が多くみられた。しかし、肯定的な意見のなかでも、事前確定型決議により株主総会の決議があったものとみなすことについての同意までは不要とする意見が多くみられた(久保田委員、仁分委員、田中委員、藤井委員)。

その他の要件として、事前確定型決議制度の対象となる決議事項について、限定する必要はないという意見がみられた(仁分委員)。

(3) 事前確定型決議制度の手続の検討

意見交換では、質問、動議その他の審議に代替する措置について、特に発行会社における負担の観点から概要以下の指摘がなされた。

- ◆ 当該措置により、株主の質問に対する心理的ハードルが低くなるほか、質問への回答を必ず得られるという期待が生じ、株主から会社が対応し切れないほどの多数の質問がなされることが懸念される。その上、書面または電子提供措置により説明内容を開示する必要があるとすれば、説明内容の文案をより慎重に検討する必要が生じ、会社の負担が増大する。そのため、行使期限までに特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明の内容を株主に通知するか、または説明の内容について電子提供措置を取る必要があるとする規律は設けるべきではない(仁分委員、石井委員)。
- ◆ 会社に対する事前質問権の行使方法が多様化することにより、発行会社の負担が増えると考えられるので、合理的な範囲で制限を加える対応が必要と考える(藤井委員)。

2. 書面決議制度

意見交換では、書面決議制度において必要とされる株主の全員の同意の要件を緩和することに肯定的な意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 単に株主全員の同意の要件を緩和することを検討することのみならず、外国法を参照し、普通決議と特別決議の決議要件をそれぞれ充足した書面決議がある場合に株主総会の決議としての効力を有するとした上で、株主への情報提供の程度および株主の意思表示の時期等の条件も併せて検討することが望ましい(久保田委員)。
- ◆ 株主全員の同意の要件を緩和することで、所在不明株主の対応を先送りすることになるという問題が発生する上に、非上場会社では株主総会を開催せずに利害関係を有する少数株主の意見を無視してしまうことで、株主全員同意の要件を緩和するのではなく所在不明株主への対応を行う法改正の必要性、実務上の対応等を考えるべきである(豊田委員、矢野幹事、齊藤委員)。

⁴ 規律①の具体的な提案は、「株式会社は、株主総会を招集する場合には、『会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、一定の時までに、事前の議決権の行使(①の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすことについて同意をした株主がしたものに限る。)により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす旨』を定めることができる旨を定款で定めることができる。」というものである。

3. キャッシュ・アウトの手続

意見交換では、特別支配株主の株式等売渡請求における「特別支配株主」となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げることは是非および複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定することの是非が併せて検討され、当該要件緩和に賛成する意見がみられた(久保田委員、仁分委員)ほか、公開買付けを前提とする2段階目のキャッシュ・アウトに限って要件を緩和する形であれば賛成する意見がみられた(内田委員、田中委員、藤田委員、豊田委員)ものの、当該要件緩和については反対意見も多くみられた。議論の概要は以下のとおりである。

- ◆ 日本では、キャッシュ・アウトは2段階TOBで利用することが多く、第1段階の公開買付けの時点でマジョリティ・オブ・マイノリティ要件⁵(以下「MOM 要件」という。)を課すことで強圧性のない形で買収が可能となる。そのため、MOM 要件を課すことを成立条件として、第2段階のキャッシュ・アウトの要件緩和を見直すことは検討に値すると考えられる。他方で、MOM 要件を満たさない公開買付けでキャッシュ・アウトをする場合は、少数株主の意見表明の機会が確保されないので、キャッシュ・アウト要件の緩和見直しは慎重に検討すべきである(内田委員、豊田委員、田中委員、藤田委員)。
- ◆ 現行法では公開買付けの前置を必須としておらず、非公開会社にも適用がある制度として特別支配株主の売渡請求は設計されているので、保有要件の引下げまたは複数株主の保有分の合算を認めるのであれば、適用範囲の見直しも併せて必要である(松尾幹事)。
- ◆ キャッシュ・アウトの株式保有割合要件を緩和する場合に、略式再編すべてに適用されないのは理論的でないで、略式再編を含めて緩和するか、キャッシュ・アウトのみ緩和することについて説明可能な方向性で検討すべきである(藤田委員)。
- ◆ 複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定する場合に、どの株主がどの株式を取得するのかを確定する方法や少数株主が対価に不満があるときにどの株主に対して価格決定の申立てをするのか等、規定を整備する必要がある(久保田委員)。

IV. 株主提案権に関する規律の見直し

株主提案権に関する規律の見直しに関して「部会資料 4」に記載された検討項目は、①株主提案権の議決権数の要件、②株主提案権の行使期限、③その他(業務執行事項に係る定款変更に関する議案提出の制限)である(表 2 参照)。

(表 2)株主提案権に関する主な検討状況

大項目	小項目	現行の制度	指摘されている問題点
株主提案権の行使要件	株主提案権の議決権数の引上げの是非	総株主の議決権の100分の1以上の議決権または300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主であること(303条1項~3項、305条1項・2項)	発行済株式数が多い株式会社や投資単位が小さい株式会社においては、株式の保有比率がきわめて低い株主にも300個以上という議決権数の要件によって株主提案権が認められることとなり、株主提案権が濫用的に行使される懸念がある。
	株式会社が定款の定めにより、株主提案権の行使要件である議	特段の定めなし	同上

⁵ マジョリティ・オブ・マイノリティ要件とは、M&A の実施に際し、株主総会における賛否の議決権行使や公開買付けに応募するか否かにより、当該 M&A の是非に関する株主の意思表示が行われる場合に、一般株主、すなわち買収者と重要な利害関係を共通にしない株主が保有する株式の過半数の支持を得ることを当該 M&A の成立の前提条件とし、当該前提条件をあらかじめ公表することをいう。

大項目	小項目	現行の制度	指摘されている問題点
	決権数の要件を引き上げることができる旨の規律を設けることができるようになることの当否		
株主提案権の行使期限	株主提案権の行使期限の前倒しの可否	株主総会の日の 8 週間前までに株主提案権を行使すること（303 条 2 項、305 条 1 項）	株主提案権の行使を受けた後に適法性を検討し、議案を作成する等に要する期間を考慮すると、株主提案権の行使期限である株主総会の日の 8 週間から招集通知の発送までの期間が短くなる懸念がある。特に上場会社は株主総会の日の 3 週間前の日までに株主総会参考書類等の電子提供措置をとる必要がある（325 条の 2、325 条の 3、社債、株式等の振替に関する法律 159 条の 2 第 1 項）関係で、準備期間がより短くなっている。
その他 (業務執行事項に係る定款変更に関する議案提出の制限)	—	特段の定めなし	原則として年に一度しか開催されない株主総会は、業務執行に関する決定を行う場としては適切ではない。また、日常的な業務執行事項を定款に定めてしまうと、それを変更するためには株主総会の特別決議による定款変更が必要となるため、機動的な柔軟な経営判断が困難となり、ひいては株主の利益を害することになることが懸念される。

1. 株主提案権の行使要件

(1) 株主提案権の議決権数の引上げの是非

意見交換では、株主提案権の議決権数要件を引き上げないし 300 個要件を廃止することに肯定的な意見が多くみられた一方、基準設定の仕方に関して以下のような指摘もなされた。

- ◆ 提案権の行使ではある程度の投資を求めていることを踏まえ、時価が分かる上場会社に関しては一定の金額基準を設け、非上場会社は従前どおり個数要件を設ける形も想定される（矢野委員、青委員）。

(2) 株式会社が定款の定めにより、株主提案権の行使要件である議決権数の要件を引き上げができる旨の規律を設けることができるようになることの当否

意見交換では、定款自治の観点から、定款の規定により株主提案権の行使要件である議決権数の要件を引き上げができる旨の規律を設けることを支持する意見がみられた。他方で、定款で株主提案権の行使要件を規定することができることによって、株主提案権の縮小につながるおそれがあるとの懸念を示す意見（内田委員）もみられた。加えて、定款で株主提案権の行使要件を規定できることを支持する意見のなかでも、現行法の規定の取扱いとの関係で以下のような指摘がなされた。

- ◆ 現行法の議決権 300 個の個数要件を廃止することが難しい場合に、定款によって個数要件を廃止または個数の引上げができるような方向性で議論されたい（松中幹事、仁分委員、田中委員、森委員、藤田委員）。

2. 株主提案権の行使期限の前倒しの可否

意見交換では、期間に差はあるものの、現行法よりも株主提案権の行使期限を前倒しすべきであるとの意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ (有価証券報告書の株主総会前開示の議論とも関連する形で)そもそも行使期限の前倒しのみならず、現在のような定時株主総会の開催時期でよいか(もう少し後ろ倒しすべきでないか)という点も含めて検討すべきである(久保田委員)。
- ◆ 非上場会社の場合は、行使期限を満たさないように定時株主総会の日程を前倒しすることができてしまうので、単に法定の行使期限を繰り上げるだけの対応は不要であり、昨年度の総会の開催日を参照する形で行使期限を設定するように法改正することは賛成である(矢野幹事)。
- ◆ 外国法との単純比較をすべきではなく、行使期限の前倒しをすべきか否かを検討する前提として、実務的な株主総会の負担やスケジュール感について具体的に示した上で検討すべきである(加藤幹事、藤田委員)。

3. その他(業務執行事項に係る定款変更に関する議案提出の制限)

意見交換では、業務執行事項に関する定款変更の株主提案を認めないとする意見がみられた(仁分委員、藤井委員)ものの、「業務執行事項」を定義することが困難であるため、業務執行事項に係る定款変更に関する議案の提出を制限する規制を設けて実行することは難しいとの意見(久保田委員、藤田委員)や、業務執行事項の定義を議論することを避けて提案の要件の見直しをするアプローチの方が望ましいのではないかという意見(森委員)がみられた。

V. その他の見直し

その他の見直しに関して「部会資料 4」に記載された検討項目は、①調査者制度(316 条 2 項)の見直し、②株主総会の招集手続等に関する検査役の選任申立権者に取締役および執行役ならびに監査役(以下総称して「取締役等」という。)を加えることの可否である(表 3 参照)。

(表 3) その他の見直しに係る検討事項の例

大項目	検討事項の例	現行の制度	指摘されている問題点
調査者制度	調査者制度の廃止	株主総会において株式会社の業務および財産の状況を調査する者を選任することができる(316 条 2 項)。	調査者は、裁判所が選任する検査役(358 条)と異なり、提案株主からの独立性・中立性が確保されていないことや、株式会社の機密情報が不必要に外部に流出し、または不正に利用されるなど、濫用のおそれがあることが懸念される。
株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者	申立権者に取締役等を総会検査役の選任の申立権者とすることの可否	株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者は、株式会社および総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を有する株主である(306 条 1 項)。	取締役等は株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができるが、総会検査役の選任の申立権者ではないため、株主総会の決議の取消しの訴えが提起された場合における証拠の保全のために取締役等を総会検査役の選任の申立権者に加えるべきという指摘がある。

1. 調査者制度(316条2項)の見直し

意見交換では、現行法の改正は不要であるとの意見(北村委員)、当該制度を廃止し 358 条の検査役制度に統合すべきであるとの意見(仁分委員)もあったが、多くの委員は現行法の改正が必要であるという意見であり、改正の方向性について以下のような指摘がなされた。

- ◆ 調査者選任の決議の際に、株主総会において調査者の候補者等多くの情報を提供させるような手当が考えられる(松中幹事、田中委員、齊藤委員)。
- ◆ 現行法の懸念点である機密情報の流出等を防止する観点から、調査者が調査して判明した事項のすべてが選任提案した株主や世間一般に公開されることを回避する制度設計とすべきである(田中委員、藤田委員)。

2. 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任申立権者に取締役等を加えることの可否

第 4 回会議では、当該項目についてほとんど議論されなかつたが、「二読」でも検討が行われる予定とのことである。

VI. 次回以降の会議の見通し

第 5 回会議以降も、当面はいわゆる「一読」として、各論点に関する検討が継続することが予定されている。したがって、今般の改正による見直しの方向性につき一定の共通認識が形成されつつある論点も存在する一方で、大半の論点については各委員・幹事においてさまざまな意見・立場が示されることが見込まれる。具体的な改正案については「二読」以降で検討されることになると思われるため、今後の議論を引き続き注視していきたい。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 坂本 佳隆 (yoshitaka.sakamoto@amt-law.com)
弁護士 佐賀 洋之 (hiroyuki.saga@amt-law.com)
弁護士 佐々木 萌 (moe.sasaki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。